

## 滋賀県リサイクル製品認定制度（ビワクルエコシップ）のご紹介

滋賀県リサイクル製品認定制度は、主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、間伐材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「滋賀県リサイクル製品」として認定し、市町や県民・事業者に対し利用推奨を図るとともに、公共工事等を通じて県自ら率先利用に努めるものです。

県では、資源循環の輪の構築に向けた取組の一つとして、この制度を平成17年3月に創設し、コンクリート二次製品、改良土、堆肥などをリサイクル製品として認定しています。今後もより多くのリサイクル製品の認定を行い、製品の普及を応援していきます。

### ● 認定対象製品

次に掲げる要件5点をすべて満たしているものです。

1. 主に県内で発生する循環資源を利用し、かつ、県内での製造加工が困難である場合を除き、県内において製造加工されること。
2. 既に販売されているか、6ヶ月以内に販売されることが確実であること。
3. その製品の普及が本県の循環資源の循環的な利用の促進に効果を有すること。
4. 品質基準（安全性への配慮、規格等）に適合していること。
5. その製品の製造加工を行う事業者が生活環境の保全を目的とする法令に違反していないこと。その製品の製造に必要な法令に違反していないこと。また、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### ● 品質基準

認定対象製品の要件のうち、4の品質基準は、次のとおりです。

#### 【安全性の配慮】

- 特別管理廃棄物を原材料としていないこと。
- 環境基本法に基づく土壌汚染にかかる環境基準に適合していること。
- 土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品については、土壌汚染対策法第5条に基づく指定基準のうちの含有量基準に適合していること。
- 原料として溶融スラグを使用する製品については、当該溶融スラグは日本産業規格

JIS A5031およびJIS A5032中の有害物質の溶出量および含有量に係る基準に適合していること。

#### 【品質の確保】

次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれに準じたもの

- 日本産業規格（JIS）に性能規格のあるものについて、その規格に適合
- 滋賀県各部局の工事共通仕様書
- エコマーク商品認定基準

#### 【その他の基準】

- 品目ごとに別に定める率の循環資源を使用していること。

#### ● 対象外

- 既に全国流通しているものや、用途が一般化している製品は対象から除きます。
- 古紙再生コピー用紙のほか、用途が一般化しているコンクリートがら・アスファルトコンクリートがらを原材料にした再生砕石、再生路盤材、再生可燃アスファルト等は対象としません。

#### ● 申請から認定まで

申請は随時受け付けています。毎年度2回程度、認定を行います。

##### 〈申請受付〉

滋賀県リサイクル製品認定申請書に対象品の写真、説明書などの必要な書類を添付して、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課へ提出してください。提出はメールでも可能です。

##### 〈認定審査〉

申請内容について、認定対象製品の要件に適合するかどうか調査を行い、委員（学識経験者）に意見を聴いて審査のうえ認定します。

## 〈認定〉

認定をしたときは、認定証を交付します。認定の有効期間は約3年間です。

### ● 申請に必要な書類

- 滋賀県リサイクル製品認定申請書（様式第1号）
- 当該製品の写真（必要に応じてサンプル）
- 当該製品の説明書等
- 当該製品の製造加工フロー図
- 県リサイクル認定製品品質基準に適合していることを証する書類（土壌の汚染に係る環境基準に関する試験結果書の写し、JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等）
- 製品の品質管理説明書
- 会社案内・パンフレット等
- 製造加工場の付近見取図
- 申請書チェックリスト
- 更新申請の場合は、前回認定証写
- その他審査に必要な資料
- 誓約書（様式第7号）

### ● 認定製品に対する県の取組

- 県は認定製品に認定証を付与するとともに、ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配付を行い、**普及啓発**を図ります。
- 公共工事等を通じて自ら**率先利用**に努めます。（品質、数量、価格等で要件を満たす認定製品がある場合。ただし、製品購入や利用を保証するものではありません。）
- 市町や県民・事業者に対し、**利用推奨**を図ります。
- 滋賀県リサイクル認定製品の**販路開拓**事業として展示会・商談会や宣伝広告費の補助を行います。

## ● 認定制度の効果

- 県や県民等による認定製品の利用、購入が広がることにより、一層のリサイクル製品の**需要拡大**につながります。
- 新たな技術・研究開発を促し、優良な事業者が育成されます。
- リサイクル促進により、本県における**資源循環の輪の構築**が加速されます。

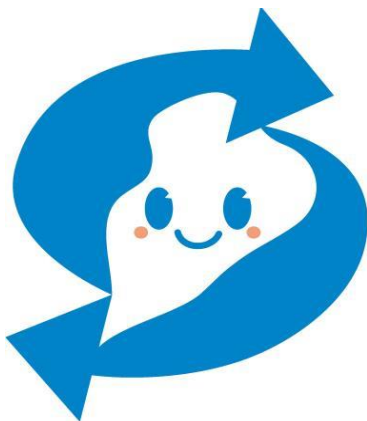
## ● 制度の愛称

- 平成17年5月に制度の愛称を公募し、「ビワクルエコシップ」に決定しました。
- 認定製品の愛称は「ビワクルエコ製品」と決定しました。

## ● 認定製品マーク

- 認定製品の本体、包装、認定製品を紹介するパンフレット等に表示することができます。
- 図1、図2 の2 種類があります。

図 1



滋賀県リサイクル認定製品

図 2



ビワクルエコ製品

※ 滋賀県リサイクル製品認定制度は、リサイクル製品のうち、循環資源の適正な循環的利用の促進および環境への負荷の低減に資するものを滋賀県リサイクル認定製品として認定するものです。

各製品が品質基準等に適合した製品であることを県が審査、確認し「滋賀県リサイクル認定製品」として公表した上で、対外的に推奨し、自らも率先利用に努めるものですが、県が製造事業者に代わって品質・性能等を保証するものではありません。